

特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 大森 純一 様 〒107-0052 日本国 東京都港区赤坂 7-5-47 U&M赤坂ビル2 F	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0;">(法施行規則第40条の2) [P C T 規則43の2.1]</p>	
発送日 (日.月.年) 02.06.2020		
出願人又は代理人の書類記号 SP374537W000	今後の手続については、 下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2020/010611	国際出願日 (日.月.年) 11.03.2020	優先日 (日.月.年) 26.03.2019
国際特許分類 (I P C) H04N 5/225(2006.01)i; B60R 1/00(2006.01)i; G03B 11/04(2006.01)i; G03B 15/00(2006.01)i; H04N 5/232(2006.01)i FI: H04N5/225 100; B60R1/00 A; H04N5/225 400; H04N5/232 290; G03B15/00 V; G03B11/04 C		
出願人 (氏名又は名称) ソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社		

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の欠陥
- 第VIII欄 国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 22.05.2020	権限のある職員（特許庁審査官） 大西 宏 5P 6308 電話番号 03-3581-1101 内線 3581
--	-------------------------	--

第 I 欄

見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2. この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式（PCT規則13の3.1(a)）

紙形式又はイメージファイル形式（PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号）

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	2-10, 12-14	有
	請求項	1, 11	無
進歩性 (IS)	請求項	6-8	有
	請求項	1-5, 9-14	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-14	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

文献1; WO 2006/114962 A1 (株式会社オートネットワーク技術研究所) 02.11.2006(2006-11-02)
段落[0006]-[0009], [0016], [0017]

& US 2008/0278581 A1
段落[0006]-[0009], [0023], [0024]

文献2; JP 2005-145428 A (株式会社オートネットワーク技術研究所) 09.06.2005(2005-06-09)
段落[0008], [0026]-[0031], [0039]

文献3; JP 2011-246056 A (株式会社デンソー) 08.12.2011(2011-12-08)
段落[0035]

文献4; JP 2014-013449 A (クラリオン株式会社) 23.01.2014(2014-01-23)
全文, 全図

& US 2014/0009615 A1
全文, 全図

& EP 2682896 A2

& CN 103523014 A

文献5; JP 2014-011785 A (クラリオン株式会社) 20.01.2014(2014-01-20)
全文, 全図

& US 2014/0009616 A1
全文, 全図

& EP 2682315 A1

& CN 103533231 A

・請求項1に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1から、新規性及び進歩性を有さない。

文献1には、車載カメラシステムにおいて、ゴーストや迷光を低減するために、撮像素子と、撮像素子の前側に配置された撮像レンズと、撮像素子によって撮像された撮像画像が表示される表示手段と、撮像画像と、表示画面の一部に表示されるマスク画像とを重畳する重畳手段と、撮像レンズへの入射光の一部を遮光する遮光部材とを備え、遮光部材は、表示画面のうちマスク画像が表示される領域内に映り込むように配置されている発明が記載されており（段落[0006]-[0009]参照）、レンズと、レンズによって結像された光を電気信号に変換して撮像画像を生成する撮像素子部と、レンズの入射面側で、撮像素子部の撮像領域の一部に対応する光線を遮る遮光部とを具備する車載カメラ装置の発明が示されている。

・請求項2にかかる発明は、文献1及び、国際調査報告で引用された文献2から、進歩性を有さない。

文献1には、遮光部がレンズの面に沿って配置されることは記載されていない。

文献2には、車両のバンパーに取付けられるカメラ装置において、迷光を防止するために、光を遮る遮蔽体を設け、遮蔽体の第1遮蔽部が、カメラ装置のレンズ外面の形状に倣う形状を有し、カメラ装置を小さく見せる発明が記載されており（段落[0026]-[0031], [0039]参照）、遮光部がレンズの面に沿って配置されることが示されている。

文献1に記載された発明と、文献2に記載された発明とは、撮像装置の技術分野に属する点で一致し、車載カメラの迷光を防止するという課題も一致する。

また、車載カメラにおいて、装置形状を小さくすることは、周知の課題である。

よって、文献1に記載された発明に、文献2に記載された発明を組み合わせることは、当業者にとって、容易に想到し得ることである。

・請求項3にかかる発明は、文献1, 2から進歩性を有さない。

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

文献1には、撮像素子にて生成された撮像画像から、第1の解像度の第1の出力画像および第1の出力画像より小さい第2の解像度の第2の出力画像を生成し、遮光部によって光線が遮られる領域が第2の出力画像の領域外にあることは記載されていない。

ここで、表示装置のアスペクト比や画素数にあわせて、撮像画像から必要な部分をトリミングして、元の画像より画素数（解像度）の小さい画像を生成することと、表示装置にマスクされない有効画像だけを表示することは、例示するまでもなく、撮像装置の技術分野における周知技術であり、そのために、撮像画像と撮像画像をトリミングした画像を両方生成することは、適宜採用しうる設計事項に過ぎない。

・請求項4にかかる発明は、文献1,2から進歩性を有さない。

文献1には、レンズが広角レンズであることは記載されていない。

文献2には、撮像レンズ部のレンズ系として、広角レンズの使用が想定される事が記載されており、レンズが広角レンズであることが示されている。

・請求項5にかかる発明は、文献1,2から進歩性を有さない。

文献1には、広角レンズが光軸中心付近の像が大きくなる増高特性を有することは記載されていない。

ここで、中心付近の像が大きくなる広角レンズを用いることは、例示するまでもなく、撮像装置の技術分野における慣用技術である。

文献1に記載された発明に、上記慣用技術を考慮しつつ、文献2に記載された発明を組み合わせることは、当業者にとって容易に想到し得ることである。

・請求項6-8にかかる発明は、文献1,2及び、国際調査報告で引用された文献3-5に対し、新規性及び進歩性を有する。

請求項6にかかる発明の車載カメラ装置における画像処理部に関し、遮光部の像に含まれるエッジ情報に基づいて広角レンズの像高特性を算出するという、当該画像処理部の限定は、国際調査報告で引用された、いずれの文献にも、記載も示唆もされておらず、記載された内容から当業者が容易に発明できたとはいえない。

・請求項9にかかる発明は、文献1,2から進歩性を有さない。

文献1には、画像処理部により生成された第1の出力画像および第2の出力画像を1以上のモニターに出力することは記載されていない。

ここで、複数のモニタを備えた車載カメラシステムは、例示するまでもなく、撮像装置の技術分野における周知技術であり、生成された信号をそのような1以上のモニタに表示することは、必要に応じて、適宜採用しうる設計事項に過ぎない。

・請求項10にかかる発明は、文献1から進歩性を有さない。

文献1には、遮光部が、水滴受けを有することは記載されていない。

ここで、車載カメラのように屋外で使用するカメラのひさしに、水滴受けを設けることは、適宜採用しうる設計事項に過ぎない。

・請求項11にかかる発明は、文献1から、新規性及び進歩性を有さない。

文献1には、カメラ本体が、前側ケースと後側ケースを備え、ケースに撮像レンズと回路基板が保持され、レンズカバーが、前側ケースのホルダ部に装着される筒部を有し、その筒部の前端開口の一部に遮光部（遮光部材）が設けられることが記載されており（段落[0016],[0017]参照）、レンズおよび撮像素子部を搭載するカメラ筐体をさらに具備し、遮光部はカメラ筐体に設けられることが示されている。

・請求項12にかかる発明は、文献1,2から進歩性を有さない。

文献1には、レンズおよび撮像素子部を搭載するカメラ筐体を備えることは記載されているものの、カメラ筐体を車両に固定するブラケットとをさらに具備し、遮光部はブラケットに設けられることは記載されていない。

文献2には、カメラ装置を車両の被取付部に取付けるためのカメラ取付部材に、カメラ装置の光の一部を遮る第1遮蔽部を備えることが記載されており（段落[0008]参照）、カメラ筐体を車両に固定するブラケットとをさらに具備し、遮光部はブラケットに設けられることが示されている。

・請求項13にかかる発明は、文献1-3から進歩性を有さない。

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

文献1には、ブラケットに対してカメラ筐体がレンズの光軸の俯角を変更可能なように取り付けられることは記載されていない。

ここで、車載カメラの俯角を調整できる取付用ブラケットを用いることは、撮像装置の技術分野における周知技術である（文献3の段落[0035]参照）。

文献1に記載された発明に、文献3に記載された周知技術を考慮しつつ、文献2に記載された発明を組み合わせることは、当業者にとって容易に想到し得る事である。

・請求項14にかかる李発明は、文献1,2から進歩性を有さない。

上述のように、文献1には、レンズの入射面側で、撮像素子部の撮像領域の一部に対応する光線を遮る遮光部を介して撮像することが記載されている。

文献2には、広角レンズを用いて撮像することが記載されている。

また、広角レンズを用いて撮像した画像の像高補正を行う際に、撮像した画像から算出した像高特性と、像高特性の設計値を用いることは、例示するまでもなく、撮像装置の技術分野における周知技術である。

以上